

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20170919電委第2号
平成29年9月25日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年9月19日付け20170913資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20170913 資 第 7 号
平成 2 9 年 9 月 1 9 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）附則第 1 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 6 6 条の 1 0 第 1 項第 3 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 2 1 条第 1 項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電営料第 6 号
平成 29 年 9 月 13 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏哉

平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成 23 年 3 月 11 日、3 月 12 日、3 月 15 日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4 月 22 日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6 月 30 日、7 月 21 日、8 月 3 日、11 月 25 日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成 24 年 4 月 1 日、4 月 16 日、7 月 17 日、8 月 10 日、12 月 10 日、平成 25 年 3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 1 日、5 月 28 日、8 月 8 日、平成 26 年 10 月 1 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成 26 年 10 月 1 日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、平成 23 年 3 月 11 日以降、避難指示等がなされた地域または地点において、避難されたお客さま(以下、「お客さま」という。)から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第 6 項については、お客さまが、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、お客さまから申出があったときについても、適用するものとする。

1. お客さまの電気料金を、避難指示等を受け避難された期間、免除する。ただし、原則として、避難指示等が解除された日(以下、「避難指示等解除日」という。)の半年後までを限度とする。
2. 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さま(以下、「被災されたお客さま」という。)で、被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
3. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
4. 従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が被災により復旧まで一時使用不能となったものについては、避難期間終了日からその半年後までの期間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。ただし、避難指示等解除日の半年後までを限度とする。
5. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
6. お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとし

される場合は、料金および工事費の精算を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（平成 28 年 4 月 19 日付け 20160405 資第 12 号認可。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

以 上

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、平成 23 年 3 月 11 日以降、原子力災害対策特別措置法にもとづく避難指示等を受け避難されたお客さまの電気の使用に対し、現在、旧電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件（平成 28 年 4 月 19 日付け 20160405 資第 12 号認可。）を適用しておりましたが、今回の特定小売供給約款の変更を行なうにあたりまして、引き続き適用いたしたく、認可申請する次第であります。

記

避難指示等の経緯（平成 29 年 9 月 13 日まで）

- 平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所の半径 3km 圏内に避難指示、同発電所の半径 3km から 10km 圏内に屋内退避指示
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町の一部、同郡大熊町の一部、同郡富岡町の一部
- 平成 23 年 3 月 12 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内に避難指示、福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内に避難指示
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡楢葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部
- 平成 23 年 3 月 15 日、福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内に屋内退避指示
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、いわき市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡楢葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部、相馬郡飯舘村の一部
- 平成 23 年 4 月 21 日、避難指示の対象区域を、福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内から半径 8km 圏内へ変更
＜避難指示が解除され、屋内退避指示に変更された地域＞
福島県 双葉郡楢葉町の一部、同郡広野町の一部
- 平成 23 年 4 月 21 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内を警戒区域に設定（平成 23 年 4 月 22 日付）
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡楢葉町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部

- 平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内の屋内退避指示を解除
＜屋内退避指示が解除された地域＞
福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯館村の一部
- 平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域を計画的避難区域および緊急時避難準備区域に設定
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯館村，伊達郡川俣町の一部
- 平成 23 年 6 月 30 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定
＜対象地域＞
福島県 伊達市の一部
- 平成 23 年 7 月 21 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部
- 平成 23 年 8 月 3 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部，双葉郡川内村の一部
- 平成 23 年 9 月 30 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域の緊急時避難準備区域の設定を解除
＜緊急時避難準備区域の設定が解除された地域＞
福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡川内村の一部
- 平成 23 年 11 月 25 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部，伊達市の一部
- 平成 24 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定
＜対象地域＞
福島県 田村市の一部，双葉郡川内村の一部

- 平成 24 年 4 月 16 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 南相馬市の一部
- 平成 24 年 7 月 17 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について, 計画的避難区域を見直し, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 相馬郡飯舘村
- 平成 24 年 8 月 10 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について, 警戒区域を解除し, 避難指示解除準備区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡楢葉町の一部
- 平成 24 年 12 月 10 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について, 警戒区域を解除し, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡大熊町
- 平成 24 年 12 月 14 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地点の特定避難勧奨地点の設定を解除
＜特定避難勧奨地点が解除された地域＞
福島県 伊達市の一部, 川内村の一部
- 平成 25 年 3 月 22 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡葛尾村
- 平成 25 年 3 月 25 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について, 警戒区域を解除し, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡富岡町
- 平成 25 年 4 月 1 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡浪江町

- 平成 25 年 5 月 28 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について, 警戒区域を解除し, 避難指示解除準備区域または帰還困難区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡双葉町
- 平成 25 年 8 月 8 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について, 計画的避難区域を見直し, 避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定
＜対象地域＞
福島県 伊達郡川俣町の一部
- 平成 26 年 4 月 1 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の避難指示区域を解除
＜避難指示区域が解除された地域＞
福島県 田村市
- 平成 26 年 10 月 1 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 避難指示解除準備区域を解除するとともに避難指示区域を見直し, 居住制限区域を避難指示解除準備区域に設定
＜対象地域＞
福島県 双葉郡川内村
- 平成 27 年 9 月 5 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 避難指示解除準備区域を解除
＜避難指示解除準備区域が解除された地域＞
福島県 双葉郡楢葉町
- 平成 28 年 6 月 12 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除
＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞
福島県 双葉郡葛尾村の一部
- 平成 28 年 6 月 14 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について, 避難指示解除準備区域を解除
＜避難指示解除準備区域が解除された地域＞
福島県 双葉郡川内村
- 平成 28 年 7 月 12 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除
＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞
福島県 南相馬市の一部
- 平成 29 年 3 月 31 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について, 居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除
＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞
福島県 相馬郡飯舘村の一部, 伊達郡川俣町, 双葉郡浪江町の一部

○平成 29 年 4 月 1 日, 福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について, 居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除
<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>
福島県 双葉郡富岡町の一部

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電営料第 7 号
平成 29 年 9 月 13 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏哉

平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、秋田県大仙市に災害救助法が適用された。

このため、秋田県大仙市および隣接市町村※において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の 6 市町村。

秋田県:秋田市, 横手市, 由利本荘市, 仙北市, 仙北郡美郷町

岩手県:和賀郡西和賀町

- 1 被災されたお客さまの平成 29 年 6 月(支払期日が平成 29 年 7 月 22 日以降となるものに限る。), 平成 29 年 7 月および 8 月分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々 1 か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 30 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件(平成 29 年 7 月 31 日付け 20170731 資第 15 号認可。)の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、秋田県大仙市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された秋田県大仙市および隣接市町村において被災されたお客さまに対し、現在、旧電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件（平成 29 年 7 月 31 日付け 20170731 資第 15 号認可。）を適用しておりましたが、今回の特定小売供給約款の変更を行なうにあたりまして、引き続き適用いたしたく、認可申請する次第であります。

以 上